

恵に浴するだろうというような期待はあったと思います。しかし、いろいろな制度のたてまえから、今度私のほうで提案いたしておりますのは、不遡及といいますが、遡及しないようなたてまえにはなっておりますが、一般の組合員、職員の人々にはそういう期待があったらう、こういうふうには感じております。

○湯山委員　そうすると、大臣のいまのお答えは、私がお聞きしようということをもつて察知されました、予防線をお張りになったと思うのですが、大臣、それじゃ、そういう人たちにいまのように、ほかの法律の成立の経過と違って、六年後にはこうなるんだという期待を持たせて今日までできておいて、そういう期待を持った人があったということをお認めになりながら、その人たちには何にもしてやれない、こういうことでございいますか。

○赤城国務大臣　これはまあ、法のたてまえといいますが、そういうたてまえから、不遡及という形に相なることではあります、そういうことであるということの周知徹底といいますが、PRといいますが、そういうことを了解してもらふことについての手落ちは、私もとはあつたと思ひます。そういう関係から見ても、組合員、職員から見ますならば、新しい改正になれれば、その改正のもとで自分たちの立場が律せられる、こういうふうな思ひでいたろうということは、私もわかるのでございます。でございしますが、いろいろその経過の、整理資源といいますが、何かそういう術語があるそうでございますが、そういう面において幾分考えなくちゃならぬというようなこと

がございまして、全部新しい法律によつて給付の面等を遡及して律するといひますか、出せるようにはいたしたかねるような現状でございいます。

○湯山委員　それでは、私が最初にこの法律の成立の経過を申し上げたのは、そここのところに関連があるからでございまして、六年前といひます、昭和三十三年に、実際に給付が始まるのは六年前から、それまでにはちゃんとするという約束は、あれは、大臣はいらっしゃらなかったのだから、責任を持たない、こうおっしゃるわけではございいますか。

○赤城国務大臣　不備であるというのとよりも、ともかく新しく発足するのに抵抗がございしたから、ことに国家公務員とは違ふんだというようなこと、あるいは厚生年金から引き離すということについてのいろいろな抵抗等がありまして、十分ではなかったと思ひます。その点は、先ほどから御意見もありましたし、私も同感いたしておるわけではございします。ただ、給付の内容でございしますが、当時の制度をつくったときには、いまの国家公務員の共済組合でございします、市町村職員の共済組合法でございします、私学共済、この三つが基準というか、三つと肩を並べるといひますが、それと均衡のとれるようないうことで進めてきましたので、当時の制度といたしましての給付の内容は、私は、バランスがとれておつたと思ひます。しかし、その後の情勢等におきまして、公務員の給付もベラスアップをされますし、この農林共済においては給付の標準額というものがずっとそのままであつたといふことでございしますので、

そういう不均衡がだんだん出てきた、こういう状況、あるいは整理資源というか、先ほどちょっと触れましたが、当時は、国庫補助の対象外になつてたといふようなこと等もありまして、ほんとうの年金としての地位が十分整つておらなかつたといふふうには私も考えております。こういう意味におきまして、その後の情勢の変化、及び、その制定当時における抵抗といひます、各各方面の抵抗等がありまして十分でなかつた点を、この際改めていこう、こういうことでございします。こういう考え方でございします。

○湯山委員　大臣、いまの御答弁も、この前の答弁も、非常に重大な問題を含んでおるのです。整理資源の問題は、そう今度のやり方で解決してはいないのですが、そのお尋ねもまたあとでいたします。大臣は、今度は整理資源は解決するとおっしゃいましたけれども、してないのです。だから、これは取り消さないで、そのとおりやつてもらいたい。いいですか。大臣が取り消すようなことをなさらないで、ひとつ言明されたとおりにやつてもらいたい。これは、私は絶対に取り消しは認めません。取り消したら動きませんから……大臣、ちょっと待ってくださいよ。これは取り消さないで——それもよくなつておつたやつた整理資源も、かくなつていない。六年前の約束も守られていない。この改正を待ち望んでいた人たちは一体どうなるのでしよう。お手元に政府が出したやつた資料がありますから、大臣、ちょっとごらんいただきたい。その六ペー

年度で、件数が七十四件、それから金額は抜いて、一件当たりの金額は一万一千六十一円です。それから三十八年度予算の欄があつて、実績、これで見ますと、件数が二百二十件、金額は抜いて、一件当たりが一万三千五百五十二円、三十九年度、本年度の予算は、件数はうんとふえて二千六百八十六件で、一件当たりの金額は一万五千八百四十六円、こうなつておられます。つまり、これは聞いてみますと、一期の支払い金額がさうですから、年四期で、最初のときに出るのもあるし、一回だけのものもあるから、平均二回として、大ざっぱにいって、年金額は一年間にこれの二倍です。三十九年度で三万一千余りが年金額、三十九年度予算の平均が一人当たり三万円余りです。三十八年度は二万七千円にしかなつておりません。それから三十七年度は二万二千円をそこそこです。こういう年金で、農林大臣、はたしていいかどうか、どうお考えなんですか。年額三万円に足りないような年金で、これが今度の改正で、待つておつたけれども、何も是正されない。せっかく法律が通つて、やめる人の正が何も行なわれぬ。そのまゝ三万をそここの年金が出るんだ、それで一体いいのでしようか、いかがでしようか。

○赤城国務大臣　これは根本はやはり標準給与といひますが、給与の問題に關連いたすと思ひます。給与そのものが安い。したがって、この年金の基準等は今年度ほかの年金の法律等とも均衡がとれるよう上げたわけではございしますけれども、上げましても標準給与が低いといひます、聞きまするといふと、大体平均月一万ちょっとぐらいの

給与だといふことで、その給与から割り出す退職年金の額でございします。で、退職年金が少くないといふことは、とりもなおさず給与が少くない、給与が少くないといふことは、この法律でいえば、標準給与表から出てくる問題です。こういうふうな考えております。

○湯山委員　それだと、大臣、またもとへ返りますけれども、私が先ほど申し上げた中に、大臣と同じようなことを、当時の厚生大臣がこで言つたといふことを申し上げました。なお、そういうことはわかつていたことなんです。しかし、そういう問題も六年間の間には改めていくんだ。そして組合の中には休眠組合もたくさんある、給与規程のできていない組合もたくさんある、連絡先不明の組合もたくさんある。そういう資料もあつて申すけれども、それは時間をとりましてから申し上げません。そういう組合もたくさんあつて、いずれも非常に恵まれない状態にある。そこで、この年金を発足させることによつて、それらも年金給付の開始までにはちゃんとしていくんだという約束がなされておつたのです。そうでなければ、大臣のいまのような御答弁だと、この農林年金をつくることに反対した当時の厚生大臣と同じ考えにいま逆戻りするることになつて、つくるときに積極的な意図はみんな消えてしまつておられます。そういうことがあるから、最初に経緯を申し上げて、御決意を承つたので、それでは答弁になります。申し上げたい点は、いまそういう経過を受けて改正案が出された。その後においても、二十年たつて三万円そこそこの年金しかもらえない。それでいいかどうか、どうお考えになられ

るか。率直な御意見、お感じを伺いた
いわけです。

○赤城国務大臣 感じとか意見とか申
し上げる前に申し上げますと、確かに
その当時の堀本厚生大臣が言ったよう
に、給与が低かった、そういうのは改
めなければならぬ、こういう考え方
を、私もまた今日においてもそういう
ふうに感じておるわけでございます
が、しかし、標準給与の月額、御承
知のように、最低六千円、最高七万五
千円というふうに現行法が低いので、
引き上げるといふことになりまして、
当時に比べれば、大体四七%くらいは
給与がアップしておる、こういうふう
に考えております。これは政府で出す
給与ではございませんけれども、しか
し、事実上給与としてはアップしてお
る。また標準給与の月額も上げておる
というわけでございますから、何ら手
を下さないというわけでは私はないと
思います。それから、計算した退職年
金二十年で三万だというふうなこと
については、私もこれはあまり多いも
のとは思わない、実に少ないものだ
という気はいたしますけれども、いまの
他の法律との均衡という点から見ま
すと、私どももいたしましては、国の
補助という関係とも見合ひまして、い
まの段階におきましては、ぎりぎり
いいですか、この程度でござんして
らうといひますか、そういうことで
くよりはかなないんじゃないかという
ことで、実は提案のとおりにいたして
おるわけですね。

○湯山委員 政府のはうはがまんが
きて、年金をもらうほうになれば、
これはがまんできないと思ひます。
もとへ返りますけれども、大臣は、

さかのぼつての切りかえといふことは
できないといふことですが、政府はす
べての年金に対してそういう態度を
とつておいででしょうか。その点どう
御把握になっておられますか。

○赤城国務大臣 今後はどうなるかわ
かりませんが、従来国家公務員等に
おきましては、改正いたしましたも
のばらない、こういうふうな処理して
きたといひますか、そういうふうな
は見えております。

○湯山委員 いま厚生年金が大体政府
のほうのお心がかまへはきまつて、社会
保険審議会に諮問をいたしてござ
います。厚生年金といふのは、もとも
この農林年金が生まれてくる母体にな
った制度であつたことは、これは大臣が
いまもおっしゃつたように、かくれ
ない事実でございまして、厚生年金は、
現在政府が政府側の態度として諮問し
てゐる内容といふものは相当よくな
つてゐます。これよりもはるかにいい
です。この政府のいまお出しになつて
おる農林年金よりも、はるかにいい案
が出ております。それとの関係はどう
お考えでございしますか。

○赤城国務大臣 厚生年金を改正した
といふことで諮問してゐる額等が、
非常によくなつてゐるといふような
ことにつきます。私もなおよく調べ
てみますけれども、このためえから
見まして、農林年金は、国家公務員、
地方公務員の共済組合法あるいはまた
私立学校教職員の共済組合法といふ
ものと、どうしても均衡をとつていく
といふことがいまのたてまえでござい
ます。でありますので、厚生年金等
の問題がずつと進んでいくといふこと
になれば、やっぱりそれに沿うように私

ちもやつていかなければならぬと思
ひますが、現在は国家公務員、地方公
務員の共済組合あるいは私学の教職員の
共済組合と均衡がとれたような形で進
めていくといふことが妥当だ、こうい
うふうなことを考えております。

○湯山委員 厚生年金が改正になつた
ときには、直ちにこの法律も改正す
る、そういう御用意があるわけであ
らうか。

○赤城国務大臣 できることならば私
はそういうふうなしたいと思ひます
が、その前提としては、国家公務員の
共済組合法とか地方公務員及び私立学
校教職員共済組合法との関連もござ
いますので、そういう方面と歩調を合
せていきたい、こう思つております。

○湯山委員 局長にお尋ねしますが、
厚生年金法が改正になつた場合には、
それに伴つて本法も改正する、そう
いふ事務的な御用意はもう整つてお
りますか。

○昌谷政府委員 今回のこの改正案を
準備いたしますに際して、政府部内
にも、厚生年金の改正が目前に控えて
おる際であるから、むしろ厚生年金の
全貌の確定を待つて、歩調のそろつた
ものにすべしといふ意見もございま
した。私もそれは一理があると思ひ
ますけれども、先生先ほど来おし
やつておられるように、本法の改正
は、むしろ、すでに先行して改善をさ
れております国家公務員あるいは私学
の共済との不均衡を早急に是正する
といふことのほうにより緊急な必要
を感じましたので、厚生年金の改正が
どうなるかを待つことなく、暫定と申
しますか、とりあえず、現段階での
年金との均衡をはかるということ

今回の改正案をがまんをしたわけであ
ります。

そこで、お尋ねの厚生年金の法律が
固まつた場合に、私どもの年金をどう
手当てするかといふ問題は、いま大臣
がお答えになりましたように、私も
の年金だけではなく、国家公務員、地
方公務員あるいは私学においても同じ
問題をかかえております。目下関係各
省で、厚生年金のほうの固まりやあ
いに並行いたしまして、逐次進めつ
つあります。そこで、必要最小限度の部
分については、私どもの気持ちには、
厚生年金法と同時に、その附則ある
は別途の整理法等の形で、ぜひ必要
最小限度の均衡の回復と申しますか、
調整をはかりたいといふ方向で、関
係各省間の事務的な検討を現に継続
してゐる状態でございます。

○湯山委員 大臣にお尋ねいたしま
す。
すでに事務当局のほうでは、厚生年
金法の改正に伴つて、最小限度の改
正は事務局には準備しておるとい
うこととでございます。それは非常
にけつこいなことだと思ひますが、
いま審議されておる、社会保険審議
会にかかつておる厚生年金法は、
適及を認めております。認めてお
るくらいじゃなくて、こ
ういふ適及の仕方をしてゐるの
です。新しい改正法が成立した場合
には、その改正法が成立したときの
被保険者、つまり、こ
こで言へば組合員にあたりま
すが、それは全部新法を適用
する。それから、それだけじゃあ
りません。受給権者にも、つまり、
いままででやめて厚生年金を受け
てゐる人も、また新法で再計算を
する、こ
ういふ措置がとられております。これは、

私はそうあるべきだと思ひます。とい
うのは、国家公務員、地方公務員法に
合致するといひますけれども、国家公
務員の共済年金あるいは地方公務員の
共済年金は、従来その基礎になる相
当完備した恩給法がございました。こ
れは大臣も御存じと思ひます。完備
した恩給法といふものがあつて、そ
れのかえりから、適及しなくても、
それによつて非常に大きな痛手を受
ける、あるいは損失を受ける、期待が
裏切られる、こういうことはござい
ません。ですからその規定の中には、
恩給と共済年金と、場合によつては
有利なほうを選んでいいといふよう
な規定も含めて切りかえられてい
る。だから、この場合は、適及とい
ふことはそれほど重要な要素では
ございせん。ところが、農林年金の
場合は三十四年に厚生年金から独立
した。その状態がいまのように非常
に不備であつた。今度が本番な
のです。これをみんな待つておつた。
それがせつこく待つておつた人に
適用されたい。これは、形はなる
ほど国家公務員、地方公務員法に
準じたふうになつておつても、
実は全然違つてゐるといふこと
になるのではないでしようか。その
点についてどういふお考えか、お伺
いたしたいと思ひます。

○赤城国務大臣 制度からいいます
ならば、私、やはりその当時の給
付を予期し、またその給付に従つた
掛け金等もしておるといふことで
ございまして、さかのぼらないのが
筋だと思ひます。しかし、経済情勢
とか、そういうものの変化が非常
に激しい時代に際しておりました
から、厚生年金等に低

かったというようなことで、さかのぼるかという案も論ぜられているやに聞いておられますけれども、私は、さかのぼるのは筋としてはおかしいと思えます。そこで、農林関係の年金でございしますが、私も、厚生年金等が改まれば、先ほど申し上げましたように、ほかのほうと歩調を合わせて、そういうふうに進められれば進めることがよろしいと考えておるのでございませうけれども、それを歩調を合わせる前に、まだ歩調が合っていない。農林年金のほうに国家公務員、地方公務員あるいは私学のほうの標準給与よりも低くなっているのは、御承知のとおりであります。でありますので、こういうところとまず歩調を合わせておいて、これが先決で、そうして、また、厚生年金等によりましていいほうへ改正になりますならば、今度はそれと歩調を合わせていく、こういう段階が必要であらうというふうに私は考えられます。そういう意味におきまして、現在、私学共済とかあるいは国家公務員、地方公務員の共済等と合わせて、標準給与等の内容を直していくということが先決だというふうな考えのわけでございます。

○湯山委員 大臣の言われることはわかりました。それはこの法律ができてから、まずスタートすることが先決である、六年間にはそれをよくしていくという約束をしたわけですね。そうすると、いまの大臣のおっしゃったことは、少しこちらの主観が入るかもしれないけれども、とりあえず、これで国家公務員、地方公務員に合わせると、そしていまの問題、つまり適度適用、実際に組合員に失望を与えない、満足を与える、喜んでもらう、そのこととは、厚生年金法が改正になったならば、それに合わせてやる、前回、六年間にそういうことは改めていくんだという約束をされましたが、それと同じように、ここでもまた、いまのおことばで言えば、とりあえず形式的に合わせるものは、国家公務員、地方公務員に合わせられておいて、そして今度は厚生年金が改正になったならば、それに応じていまのような適度適用その他不都合な点は改める、こういう約束をしていただけたものと解釈してよろしいでしょうか。

○赤城国務大臣 この適度、不適度とは、非常にむずかしい問題だと思います。制度上、ことにこれは経済的な法律でございしますが、一般の法律であります。ならば、不適度の原則でほとんど適度でない、こういうのが法律のたてまえでございませうけれども、これは経済的な立法でございしますので、事情に応じて適度するというのも、厚生年金等について考えられておると思えます。でありますので、厚生年金等においてそういうふうな制度になってきまするならば、私もそういうふうな合致をせたい、こう考えております。考えておりますが、これは非常にむずかしい問題だということだけは私も覚悟はいたしております。同時に、農林年金だけではなく、やはり国家公務員のいまの恩給との関係等もあるということに、やはり適度するならば、改正のときに、やはり適度するならば、適度するといふこと、あるいはまた私学共済等におきましても適度するならば、適度するといふことが、歩調が合いませんと、なかなかこの実現は困難だろうと思えます。いろいろな面があるので、

非常にむずかしいと思えますけれども、私は、一応農林年金と類似のいまの国家公務員、地方公務員あるいは私学職員の共済年金法とまず歩調を合わせたところの御提案を申し上げておるものを通じたい、なほ厚生年金が適度するといふようなこと、できまるといふことになりまうならば、それと歩調を今度は三つの法等と合わせてやりたい、歩調を合わせていきたいという期待をいたしますか、希望をいたしますか、強い意思は持っておりますが、実現はなかなか困難でありますから、そういう約束だ、必ずそういうふうにしていきます、こういう約束をしるおっしゃられると、私も、その約束は非常に困難な約束でございしますので、約束いたしますとは申し上げられませんが、その方向に向かって私は努力していきたい、こういうことは申し上げておきます。

○湯山委員 大臣の御答弁として、私はそれでは満足できないのです。と申しますのは、前回のときには、大臣が御不在であったために、六年間に改正するといふ約束について、政府委員は死ぬまで発案者としての責任は持ちます、こう言って、この法律を成立させておられます。その生みの親である農林大臣が、今日またまためぐり合せて、自分でおつくりになった法律をいま上程されておる。そのときに、その約束をできないじゃなくて、約束する、発案者としての責任は死ぬまであるんだと、かつての大臣の部下が言ったその気魄で、やはりそれはやるんだ、ほかに一つでもそういうものができればやる、こう言っていたらいいのです。そうでなければ、何のための改正かわかりません。そこで、局長にお尋ねいたしますが、今度いまのようにこの改正を待ってやめる人は、厚生年金適用期間といふのが何年間はありますか。

○昌谷政府委員 御質問の御趣旨は、よく理解しおこなっております。けれども、厚生年金から農林年金が独立したしましたのは、御承知のように三十四年からでございます。それ以前の厚生年金期間が個人別にどの程度であったかといふことは、さういふことについては手元に持っておりません。

○湯山委員 私は少し言い過ぎかもしれませんが、そういうことだから、このように計算できませんか。担当の事務当局がいまのようなお考えだから、それはできず、こういふこと、簡単に、それはできません。昭和三十四年までは厚生年金の期間にわたって、今度二十年になる人は、これが発足したあと五年間を引けば十五年か十四年、きまつておるじゃありませんか。何でもそれは資料がないから答えられないのですか。

○昌谷政府委員 それは、たとえば今日の段階で二十年になっておる人があるといいたしますれば、それは三十四年以後農林年金の対象になったわけでございますから、二十年からその三十四年以後の年数を引いたものが厚年のごやつかいになっておったものであるといふことは、先生のおっしゃったとおり、そのとおりでございます。御質問の御趣旨は、そういうことは受け取らずに、現在の三十何万人の個々について、厚年期間を御質問になったのかと思いましたが、そう申し上げた次第でございます。

○湯山委員 それは聞き方が悪かったかもしれない。私の質問のしかたが悪かったかもしれない。私の質問のしかたが悪かった。今度の法改正を待って退職する人の厚生年金期間は幾らあるか、こういうことをお尋ねしたので、さう、当然いまのように出てくるでしょう。その十四年、十五年の期間は、今度厚生年金が改正になったらさかのぼって通算できる態勢にあるわけですね。これもよろしいですね。局長のほうに厚生年金法がどう改正されるかということはおわかりですか、その十四年、十五年の期間といふものはさかのぼって改正される、そういう条件を備えてくる、こういふことですね。

○昌谷政府委員 御承知のとおり、三十四年に本制度が発足いたしましたとき、全額ではございせんけれども、厚生年金から独立するといふこと、趣旨は、もっと手厚い給付にするというところでございます。当時、整理資源率、御承知のように一四％も発生する程度には給付内容を改善したわけでございます。したがって、いま現在の旧法と申しますか、いま生きております農林年金の法律と厚生年金とを比較いたしますれば、かなり経過措置でカットはいたしておりますけれども、相当有利なものとして農林年金が存在しておるわけでありまして、今度の厚生年金の改正は、厚年の受給者だけについての問題でございます。当然には現在の農林年金の組合員には適用はないものということになるうかと思えます。

○湯山委員 その御答弁はそれでけっこうだと思ひます。ただ、厚生年金期間が、いまのようにこの改正を待つてやめる人には十四、五年もあるにもかかわらず、その分は、年度の厚生年金改正によって、もういまのような有利な適用は受けない、すでに受けておる人までが再計算されるという有利な適用は受けない、そしてまた、暫定的であつたいまの法律、今度よくなつていく、その適用も受けない。そうすると、この人たちが一番損することになるじゃないか。厚生年金からはずされたために、今度有利になる厚生年金の適用も受けない、新しく改正になる、よくなったと大臣おっしゃる、この新しくなるこの適用も受けない。暫定的な法律を適用される。一番谷間に置かれる。何のことかわからなくなる。そういうことになるんじゃないか。さういふことには、もう一度申し上げます。当然この人たちは、今度の改正で、最低額もよくなりますし、それから給付内容もよくなつて、そして年度の厚生年金は俗に一万円年金、一カ月一万円になるという宣伝の年金ですが、その適用を受けて再計算される対象にも、十五年にも大部分がその中にあらぬが入れない。それからまた、今度改正になる新法の対象にもならない。六年後には改正しますと言つてきた不備な現行法が適用される。これはあまりにもこの人たちに對して気の毒ではないかと思ひます。大臣、いま申し上げました理屈は御納得いくのじゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○赤城國務大臣 いろいろ前提を考えると、そうなると思ひます。この法律

が施行されて、その時期にきていなければ前の十五年分はこの法律の適用も受けない。厚生年金が適及して給付がよくなった場合には、もう農林年金に入っているのだから、厚生年金の恩恵は受けない。しかし、その額がどれくらいになるかという問題はございませう。額が非常に厚生年金のほうが上がる、適及するということになる、前に厚生年金から離れていきますから、これは不遇といひますか、ぐあいが悪い。この改まった、給付が上がった基準にもまた適用を受けないということですから、筋から言へば、そういうふうには考えられます。

○農谷政府委員 ただいまの点、多少事務的に補足いたします。まだ厚年の具体的な改正がどう固まるかというところは、最終的に十分煮詰まつておりません段階ですから、決定的なことは申し上げかねますけれども、草案の段階で私どもがかりに検討いたしましたところでは、大ざっぱに申しまして、厚年のものの考え方は、現行水準の大体倍になるといふふうに御承知いただければいいわけでありませう。かりに倍になりまして、農林年金の現行水準、つまり、いまお願いをいたしております改正が行なわれないう水準、つまり、先生が問題にしておられる水準と、いま意図されている厚年の改正後の水準と比較をいたしましても、微細に計算いたしますと、若干でございませうけれども、若干でございませうけれども、非常に大ざっぱに申しますと、まだ厚年のほうが若干悪いというふうな、私どもの荒っぽい検討では、そういう結果が出ております。

○湯山委員 それはもう少しお調べ願ひたいのです。一般論ではなく、農林年金を適用になつてゐる人、そういうクラスでどうなのかということをお調べになれば、三十九年度の予算にあるのは年額が三万そこそこのですね。おわかりでしょう。それから三十七年度、三十八年度をのぞいてみても、二倍としても三万円にも足りませんね。局長、いかがですか。

○農谷政府委員 お手元に差し出した資料につきましては、なお私どものほうで検討させていただきますと思ひますが、先生先ほど、途中から発生するものもあり、年度まるまるもうものもあるから、達観してこの数字の倍ぐらゐが平均ではないだろうか、こういうふうにお考えで、したがつて、三万円というふうな御立論が出ておるのだと思ひます。その点はもう少し私ども調べさせていただきますが、一件あたりの金額の倍が現在の一般的な水準だといふふうな、それを前提としてあと、ちよつといかがかと思ひます。やはり四倍で計算していただいたほうがいいのじゃないかといふような感じもないことはございませう。この点は、私どもも確たる数字ではございませう。もう一回調べてみますけれども、さういふ点は御了承いただきたいと思います。先ほど私が申しましたのは、一応初任給が一万円というところで、いわゆる数理的な試算をやつてみますと、改正後の厚生年金は、現行農林年金よりも、むしろ若干悪いのではなからうかといふことを申し上げたのです。ただ、御議論がございましたが、厚年の平均給与ベースと農林年金の三十何万

人の平均給与ベースと、一体どちらが高いのだという問題の比較がありますけれども、これも機械的に比較することはいかがかと思ひます。ただ、当然に改正後の厚年が現行農林年金よりもよくなるというふうには、私どもは必ずしも考えておりません。

○湯山委員 それは承つておきます。さういふのは、この資料も不備な資料しか出ておりません。せつかく政府からいただいた資料ですが、残念ながら、資料が不備で御検討するということですから、やむを得ません。だから、その議論は議論にしないことにします。それから、厚生年金のほうが悪いのではないかというその前提も、初任給一万円というふうな仮定をするからさうなんで、農林年金は初任給一万円にはなつておりません。先般、農林大臣も御出席の本会議で、池田総理大臣は、十八歳一万二千円だ、最低賃金は、十八歳一万二千円だ、最低賃金なんか言わなくても、十八歳一万二千円だと言われたのを、大臣もお聞きになつたと思ひます。とんでもない、そんなところに行つていないのです。むしろ、平均がそれを若干上回るといふのがいまの状態なんです、そういう前提を違えて議論するから、いまの局長のような議論が出てくるわけで、それはそれで承つておきます。大臣が言われたように、運が悪いのだ、確かにさうなんです。よくなるのに常にはずれていくようなところに置かれておる人が、この改正を待つて退職する、それに該当しておる。このことは、大臣もいま確かにさうだと思ひましたとおりで、私はないと思ひます。これは政治を

預かる責任者として、そういう人をほつておくという手は私はないと思ひますが、いかがでしょう。

○赤城國務大臣 政治的といひたいか、社会的といひたいのか、社会的には全く考えなければならぬ問題だと思ひます。しかし、実施面においては非常に困難だと私は考えております。さういふ考え方のもとでなお検討してみなければならぬと思ひます。

○湯山委員 私がさういふことを申し上げたのは、たいへん失礼ですが、制度によつて大臣が動かされるのではなくて、大臣が制度をつくつていかなければならない。むしろ、喜んでおる人よりも、そういう何かで不しあわせになる人、損をする人を見てやるというのが、たいへん言い過ぎですが、お許し願つて、気持ちだけ申し上げたいのは、それをそうならないようにしてやつていただかうことが、私は本来大臣にお願いしたい点だと思ひます。それを、運が悪いのだ、気の毒だけれども、しかたがないと言われるのです。実は、私どもの出しておる法案も適及適用はしております。非常に夏、この案を考えまして、その当時の勢いから見て、もう少し待たなければならぬのではない、そのかわり、最低額を九万六千円にしてあります。さういふことで救う道もあるのです。それから私どもの案は、それと同時に、最低保障額については、五%以上の経済情勢、物価等の変動に對してスライド制を考えております。さうすれば、政府は、今年度消費者物価は四・八%で押えると言つておりますけれども、まず

五%と見て、当然一年以内には改正できる、そのときに、全体的な給与の状況、標準給与のあり方、それから給付のしかた、それから適及適用、大臣の言われた、その気の毒な、運の悪い人を救う道、それを一年以内に救済していく道を考えていく、こういうかまえておいて、かりに適及しないでも、これを救って、いく道はあるのです。それについては、そういうことは当然考えられてしかるべきだと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○赤城国務大臣 厚生年金等でもいろいろ改定になろうかと思ひますが、そういう関連においては、最低保障額というものがあつた場合には、厚生年金がもし法律改正になつた場合、なお考えられることがあると思ひます。ただし、適及の原則といふものは、これは先ほどから申し述べましたように、法律では、いづれも不適及が原則で、ほとんどもとへ戻ることとはございませ

ん。たとえば給与等におきまして、これは経済問題でございしますが、給与が上がつたからとへ戻つて、その給与の不足払いといふものは、適及して払うという制度はないと思ひます。ことに年金の基本原則といふものがよくいわれておりますが、収支相等というところで、社会党の案でも適及はしておらぬといふことでございしますが、負担した掛け金と給付が見合つたものといふような、保険理論といふものは、保険計算といふものは、そういうものから成り立ってきておると思ひます。保険数理といふものは、保険の数字上の問題は、なかなか私も理解しにくいようなテクニクがあるようにございします。そういう点か

ら考えましても、適及するといふことは、私は、やはりほかとの関係、全体の関係があるかと思ひます。いろいろな給与面等における作用、連鎖といふもの、そういうことでございします。適及したからこちらにも適及しないけれども、ただ、いまお話しのように、基準のとり方によりますけれども、厚生年金で非常に給付が上がつてくる、今度の法律の農林年金の恩恵にも浴さない、こういう立場の人についてどういふふうにかゝるかといふことであつて、私もそれは相当考えなくてはならないと思ひますが、それを適及によつていくといふようなことは、私はできかねると思ひます。

○湯山委員 大臣、ちょっと感違ひしておられます。適及といふのは、大臣は、給料が上がつたから、じゃ、過去にさかのぼつてそれを追給するか――厚生年金はそういうことまでやろうとしておられますけれども、いま申し上げておるのは、そういうことじゃありません。申し上げておるのは、大臣の年金です。私どもの年金。これは発足当初は歳費が七万八千円だったかと思ひます。そこで、七万八千円の期間が七万八千円で計算する、十三万五千円になったときは十三万五千円で計算する、十八万になつてくる今日は十八万になつてから計算する、そういうことにはなつていないのです。現にそのときに在職しておつた者、それはいまのその期間に対して適用する。だから、今日十年になつてくる人が議員をやめれば、大体原則的には十八万円の三分の一、こういう年金が受けられる。これは適及というのではなくて、現に切り

かえのときに在職しておる者、その者については新法を適用する、こういうことなので、給料がベースアップしたから過去に低かつた分もまた上げ、こういう適及はできません。それは困難だ、それはできないといふことはいいのですけれども、現に国会議員に対してなされていくように、あるいは地方公務員、国家公務員についても、前歴についてはみなそういうことがなされております。大臣は当時文部省に御関係になつておられましたから、御記憶かと思ひますけれども、学校看護婦といふようなものや実習教室といふのがございしました。それらの人は対象になつていなかったのを、年数を通算して、その切りかえの時点において在職しておれば、過去そういう適用にならなかつた職種であつた期間も適用期間に入れる、こういう適及はなされております。ですから、いまこの新しい法律が施行されるときに、現に非組合員であつた者についても新法を適用する、これは一つの常識です。決して非常識なやり方ではありません。それをやつていただくようにしてもらいたい。私どもも、それはやらなければならぬ、社会党もまたそれをやらなければならぬ、という考えには立っておるわけ

で、大臣の言われる適及というのとは概念が違ひますから、重ねてお伺いするわけですね。

○昌谷政府委員 大臣のお答えになります。前の整理というふうなことになるかと思ひますが、ちょっと整理をさせていただきます。大臣が先ほどおっしゃいましたのは、湯山委員が、最低保障額について

は、過去にさかのぼつてかんぬきをはめるという点については、最低保障額の額そのものは御議論のあるところかと思ひますが、今回お願いをしております政府の改正案におきましても、最低保障額でかんぬきをはめるというところは、旧法、新法にかかわらず意図しておるわけでございます。その点は、先生御提案のものと、趣旨としては変わつておらぬわけでありまして。

○湯山委員 旧法にはないのですよ。

○昌谷政府委員 最低保障額は、もちろん今度初めてできた制度でございしますから。

そこで、旧法期間を旧法ベースで計算することによつて、新法ベースの最低保障額以下になるようなケースが出てきた場合には、最小限度最低保障額は保障するということは私も考えておるわけですね。ただ、その最低保障額の実額は、これも大臣がお答えになりましたように、現在の国公法なり私学のベースで、政府案の最低保障額はできておりますから、この点は、厚生年金法で最低保障額がもし大幅に上れば、私のほうもそれに応じて改定をしなければならぬかといふことで、いま関係各省の間で検討を進めておるわけでありまして。その点、いわゆる適及といふことは必ずしもいふけれども、最低保障額という制度を新しく組み込んだことによつて、適及ではないけれども、最低保障額以下の年金といふものはなくなるという点では、やや御趣旨に沿つておるのではなからうかといふことを大臣はお答えになつたわけでございますから、必ずしも先生の御指摘の点とそれほど食い違つてお答えに

なつたのではないと、私はここで聞いておりまして理解をしております。

○湯山委員 大臣がいまのような御趣旨でおっしゃつたのなら、そこまでは認めます。認めますけれども、それだからあとの適及はできないのだという説明が、私は、大臣のお考え方が違つておるから申し上げたのです。

それから、いまのようにおっしゃるならば、当然最低保障額は適及するわけですね。最低保障額は適及する、この考え方が実はおかしいのです。さっきのように、給料が上がつた、その給料をさかのぼつて適用するといふのと同じなことです。そうじゃなくて、制度を、その改正の時点において、現に被保険者である者について適用する、これはあたりまえなんです。むしろ、そのほうがあたりまえです。ですから、最低保障額については適及を認める、ただ制度については認めない、これがおかしいのです。給付の条件といふのは、法律施行以後にできるものだから、法律施行以後に給付条件のできたものにその法律を適用する、そこには何の矛盾もないのです。むしろ当然なのです。だから、この点は、大臣は、適及と言つても、さかのぼつてベースアップになつた給料を払ふといふのではなくて、施行以後のものについて本法を適用する、施行以後の退職年金について新法を全面的に適用するのだ、こういうことで、ほんとうは適及といふ意味じゃないのです。

○赤城国務大臣 ほんとうは適及といふ意味でないと思ひます。私が適及といふ意味を申し上げたのは、さっきのように、給料が上がつたり、あるいはまたいま例に出されましたが、私も出

したことがあります。養護教諭の恩給を私が法律で提案したときに、そういう例はないというわけで、資格がないときが非常に困難だったわけですね。そういう適及で、いまの給付基準が、たとえばさっきお話がありました、五年たつて、十五年間は厚生年金であった。厚生年金のときまでいまの基準でずっと計算するということは、適及的なことになって困難になる。ただ、最低保障額、現在の基準が変わった、その変わったよりも低いという場合には、そこまで持っていく必要はない。これは適及という意味じゃなくて、社会保障制度的な政策的な問題として、それ以下であつてはいかぬという最低保障額であるならば、これは適当に考えられるべき問題ではないか。ですから、厚生年金等においてそういうことがきまれば、私は、そういうふうにするえていくというのは、わりあいやりやすいのじゃないかと思ひます。現に、実は今度の案にあるということでございますが、それは適及という意味でなくやる、こういうふうな考えをしておりますが、さき私が申し上げたのは、全部の前の厚生年金期間の分の計算なども、今度改正したものの計算でやっていくということも適及になる、こういうことになると思ひます。

とをおやりになった大臣ですから、そういうことに対する御理解は早いと思ひます。そのときも非常に困難であつたのに、大臣はぜひいふん御努力をなさつておやりになったのですから、今度は、特にこの法律については生みの親であつて、しかもたまたまめぐり合せて、今回もまた主務大臣をおやりになっておる。非常に深い御縁があるのです。この年金がよくなるかならないかは、名前をつければ赤城年金と言つてもいい。赤城年金がよくなるかならないか、喜ばれるか恨まれるか——ほんとうにこのままだったら恨まれるか。それは一に大臣のお心がまえによるところです。いまの問題は適及できないとか、あるいは厚生年金がどうなつたらどうなるのだという、そういう事務的なお考えではなくて、ほんとうに愛情のある、責任者である大臣としてのお考えで、この前おつくりになつたときのおあひう情勢で、だれが何と言おうとこれはやるのだというのと、ひとつ臨んでいただきたい。その御決意を伺いたしたいと思います。

○赤城国務大臣 御意見はよく承知しておりますので、それでどういふふうにするかという問題は、提案の線に沿うてやっていくわけでありまして、なお勉強も少し不足のようでございますので、勉強してきます。

○湯山委員 この問題は、大臣にもう少しお調べ願つた上で、私はあらためてお考えを伺いたしたいと思います。そして、ひとつともに喜べるような状態にしたいと思ひます。

○昌谷政府委員 実は五年を三年に短縮いたしました際に、ただいま御質問の点が非常に問題になつたわけでございます。その当時、十分な資料ではございませんでしたが、三十六年ごろの資料でございましたが、農協だけについて申し上げますと、給与規程のありますものが約六割でございます。六二％というものが、農協の中で給与規程を定めておる農協でございます。それからそのうちで、規程どおり支給が行なわれておるといふふうにいわれておりますものが四割弱、三八％何がしというふうな姿でございます。

最終五年の平均を三年の平均にされたという御努力は、私どもは非常に敬意を表しておるわけですが、しかし、幾らそうなりましても、さき大臣がたまに以前の堀木厚生大臣と同じような言い方をなさつたように、もとになる給与がよくならなければ何にもならない、また、この人たちがそうならなければ安心して仕事ができない。こういう人たちが国の仕事をいふんたぐさんやつておることは、一々数えなくても、大臣御存じのとおりであります。そこで、その給与をよくするための御努力、これは一体どういう御努力をしていただけるのか、なさつたか、こういうことについて伺いたしたいと思います。

○昌谷政府委員 五年を三年に短縮いたしました際に、ただいま御質問の点が非常に問題になつたわけでございます。その当時、十分な資料ではございませんでしたが、三十六年ごろの資料でございましたが、農協だけについて申し上げますと、給与規程のありますものが約六割でございます。六二％というものが、農協の中で給与規程を定めておる農協でございます。それからそのうちで、規程どおり支給が行なわれておるといふふうにいわれておりますものが四割弱、三八％何がしというふうな姿でございます。

なお、これを農協以外の加盟団体にまで広げての調査は、十分な調査がしづらいかもしれませんけれども、当時議論いたしましたころの記憶では、農協以外の土地改良区その他を含めて言いますと、団体の数にいたしますと、給与規程を定めておるものは全体の四割程度であつたように記憶いたしております。

○湯山委員 そこで、大臣、いま局長から資料を御提示いただきましたように、農林漁業団体の平均給与は厚生年金の平均給与よりも低い。こういうことが一点と、それからそういう状態にありながら、給与規程があるものが四割くらいしかない。一番整っている農協で六割程度、しかも給与規程を持つておつても、そのとおり実施されてないものが、そのまた四割ですか、結局、四分の一ないし五分の一しか給与規程を持つてそれを実施しているという団体はない、こういうことになりますね。つまり、給与規程を持つておるものが農協で六割、それから給与規程どおり実施しているものがその中の四割、四、六、二十四でしよう。いまの説明ではさうでしょう。その点はどうなんですか。

○昌谷政府委員 私、申し上げ方が十分でございませんでしたけれども、給与規程を定めてある農協が、調査農協全体の中の六二％強でございます。それから給与規程どおり支給しておる農協の数は全体の三八・九％、四割足らずということでございます。

○湯山委員 そうすると、一番整っている農協で三分の一程度が給与規程どおりやつてゐるが、三分の二は野放し、こういうことですね。これはいいんですか。——そうすると、整っている農協でそういうありさまですから、他のものは推して知るべしであつて、そういう状態では、大臣が言われたように、給与の改善ということが先決問題だと言ひながら、厚生年金よりも平均給与が悪いし、規程も整備されてない。これで一体ほんとうに職員の生活を安定させ、安んじて働く、そういうことができるかどうか。それについて農林省として、大臣としてどういふ対策をお持ちになるか。ただ単に農協合併を進めていくんだ、あるいは漁協

の合併を進めていくんだ、あるいは森林組合の合併を進めていくんだ、それだけで、あまりにも距離が遠過ぎると思います。どうやってこれをよくしていくか、それについて具体的な考案があれば伺いたいと思います。

○赤城国務大臣 いま局長からも合併ということを申し上げましたが、要するに、その考え方の一つは、経営がよくなりければやはりベースもアップできない、こういうことだろうと思ひます。そういう意味におきましての一つの手段としての合併ということをお願いしたいと思います。でございいますから、根本的には、経営がよくなるように、政策においても指導の上においても、していくということではないかならぬと思ひます。

○湯山委員 それについての何か具体的な対策をお持ちでしょうか。これは、いまこういうことを申し上げるのは、同じような議論が六年前になされております。特に団体の中には非常に弱いのがたくさんある。開店休業、休眠しておるものも相当あるし、極端に言えば、連絡先不明のものまである。それらのものを、年金制度を充足させることによって把握して、それをよくしていくのだ、こういう約束が実は三十三年になされておるわけです。そのなされた約束に対してどういう手をお打ちになったか。ただ単に合併を促進したというだけなのかどうか。それで十分だと思へになったかどうか。あるいは今日までは不十分であつたけれども、今回いまのような調査を昨年までかかってなされた。その調査に基づいて今後はこうやっていくのだ、こういうものを承りたいわけですね。

○赤城国務大臣 具体的にどうこうと言われましても、いま申し上げるようなあれはありませんが、たとえばことし農業倉庫等の手数料、保管料等を直していくことにした。これは積極的ではございませぬが、そういうものが低いために経営が困難だという形から、これを改めたいということも一つの手段だと思います。あるいはまた農業団体、たとえば農協なら農協の地区的合併ばかりでなく、非常に農業団体が多いのでありますが、こういう農業団体の末端における統合ということなども考えていくべきじゃないか。そういうことによつて経費も節約できる、一面において経営もよくなつていくし、地域農山漁村民のためにもなるというこ

とも考えていかねばならない問題じゃないか。具体的にどうこうというところでございいますと、農林政策のいままでやつていた中でこれとこれとこれといふふうには言ひ得ないわけでもありませんけれども、適切にこのことだけやつた、こういう何かを取り上げて、そのために給与をよくするような方法をとつたという、ずばり一つで言えるようなものは持つておりません。

○湯山委員 そこで、当初、発足の当時は、これで厚生年金から独立すればいいのだ、それでよくなるのだということであつたのが、今日逆になつてい

る。平均給与さえも厚生年金の平均給与よりも低くなつていふ。そういうことで明らかになつていふと、これは何かかしなければならぬのじゃないか。いままではそれで何とかいけるやうなことで、間接的にいろいろやつてこられたが、直接何らかそのための対策をお立てになる、あるいは御検

討になる御用意があらになるかどうか。いまの実態をごらんになつて、これじゃはつておけない、何か具体的な対策を立てていこう、あるいは指導によつて給与規程を整備させる、つくつたものならば実施させるように指導していく、こういったようなことは、これは積極的になれないものでしょうか。

○赤城国務大臣 これは団体の内部の整備の問題でございしますが、やはり内部の整備については、できるだけ整備した基礎を持つておるといふことも必要でございします。そういう点につきましては、その当時から、給与規程などを設けなくちゃならぬといふことも、大いに奨励というか、指導しておつたのでございします。そういう点は、なお十分しっかりした給与規程を持つように指導はいたします。別にそれで給与がすぐよくなるとは思ひませぬが、そういう基礎はやはり必要だと思ひます。

○湯山委員 厚生年金の適用団体、それと農林漁業団体とで、そういう給与の開きが出てきた。一方はよくなつていき、一方はあまりよくなつていかないう、その原因はどこにあるか、こういうことについてお考えになつたことがございしますか。局長、いかがですか。

○昌谷政府委員 私どもの農林年金は、御承知のように、三十二万人と一応言つておりますが、厚生年金は、御承知のとおり、ありとあらゆる企業を包含しております。中には、中小企業で、農協よりも給与水準の低いものもたくさんあるわけではございしますけれども、しかし、相当大型の企業が入つて

おるといふような関係で、平均ベースとしてみますると、厚生年金のメンバーの一人当たり平均というところになれば、おそろく月額二万円近いものであつたように思ひます。それに対応した年度の農林年金での月額は一萬五、六千円であつたかのように記憶いたしております。

そこで、比較的私どものほうは連合会と単協との間では格差がございしますが、主体をなします単協はそれほど開いたものではない。厚生年金のほうは、その意味では、企業間格差、地域格差は非常に極端にあるわけでありま。必ずしも、平均と平均とを比較して、農林団体がこうだからといふことでは即断できないと思ひますけれども、やはりその点が年金給付の低い一番のものとなくなつておるとは、御指摘のとおりでございします。私どもとしても、やはりこの際、一番目に見えて効果のあがりますのは合併でございしますから、当面合併助成法の期限内に合併を極力推進するよう、今後も一その努力をいたしたいと思ひます。

なお、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、厚生と私どもの年金との年金の仕組みとしての優劣は、先ほど私が、初任給一萬円で比較をしてみれば、改正後の厚生と現行の農林年金とでは、現行の農林年金のほうが、年金のメカニズムとしてはむしろ手厚いんだといふことを申し上げたわけではございします。そこで、そういう年金のメカニズムを比較するといふことになれば、両方とも一萬円初任給で比べて比較するといふのが一応の比較でございしますから、それでおわかりいただけると思ひます。ただ、実際の給与ベース

が、平均では農林年金のほうが低うございしますから、給付額は必ずしも具体的に比べるといいということではござい

○湯山委員 実際はもう少し法律の内容容にわたつて基本的な問題をお尋ねしたいのですけれども、もうお昼も近づきましたので、大臣に二点だけ簡単に伺ひます。

一つは、この切りかえによつて不利になる面があれば、これは既得権というものは尊重してやらなければならぬと思ひます。そこで、これによつて、法律改正によつて実際に不利になるといふものはなくするように措置されなければならぬと思ひますが、いかがでしょうか。ごく簡単な問題です。

○赤城国務大臣 この改正によつて不利になるといふようなことは、これは除去していくべきだと思ひます。どういふ点があるか、私はまだよく知りません。

○湯山委員 それは退職一時金ですね。これの計算がわずかなことですけれども、そして少数ですけれども、やはり一番大きいのは、日数にして十五日は計算のシステムが変わるためなん

で、そういうのについては、悪くならないように大臣が措置していただく。ごくわずかですから、これは御了承を得たものとして、次に進めていきたいと思ひますが、よろしゅうございしますか。

○昌谷政府委員 重要な御質問でございしますから、私のほうで……（大臣に答弁を求めているんだ）と呼ぶ者あり）私どものほうで、御質問の趣旨を

取り違えてお答えしては申しわけございませぬから……。

○湯山委員 ちよつと待ってくだされ。実は局長、大臣が内容をよく御存じなら、私も詳しく聞くのです。

しかし、あまりこまかい内容を御存じないから、そこでいまのように原則的なことで、そういうことはしないようにするということでもいいわけで、もし局長がまた内容について言われるなら、こつちもまた内容について一々聞かなければならぬのです。とにかく実際に何日分かを損をする者があるのです。それだけはそういうことにならないようにする。そうしなければ、これはおかしいのです。

○赤城国務大臣 不利におちいるような例、私も実際承知してないのです。承知しておりませんが、いま御指摘のような点などは検討いたしまして、不利におちいるような措置をとりたいと思います。

○湯山委員 一つのことばはそれでけっこうです。

それからもう一つは、これはやはり大臣のお考えを伺いたい点ですが、厚生年金のほうの組合員は、組合をつくって組合活動で、みずからの力で相当給与をよくしておると思います。ところが、この農林漁業団体というものは、なかなか組合等もつくりにくいというところから、あるいは組合をつくることに對して、とるにやると圧迫等があるというところにもありまして、そういうことも、一つは、給与規程がでないとか、あるいはできた規程が実施されない要素になっておると思います。そこで、農林漁業団体の労働組合について、大臣はどのよう

にお考えになっておられるか、これをひとつ最後に伺いたいと思います。

○赤城国務大臣 これは、農業団体から特別に扱いを異にするものではないと思います。一般的な組合としての活動、こういうことで差しつかえなからうと思います。そういう場合には、

○湯山委員 という意味は、普通の場合の普通のことでなくて、いまのよう非常に給与の条件が悪い、規程がでないのがたくさんある、それからその規程が実施されてないのがたくさんある、こういうことでございませうか、そういう健全な組合を育成して、農林省としても力を入れてはどうだろうか。それも、いまのように合併を促進すること以外に、自分たちの手でそういうことをやっていく、これも必要なことじゃないかと思ひますので、御所見を伺うわけですが、

○赤城国務大臣 これは農林省としては、中立的な立場をとるよりほかないと思ひます。干渉をして弾圧すること、これはたいへん悪いことでございませうし、また、特に育成するということでも力を入れるということもどうかと思ひます。要するに、団体の関係は、先ほど申し上げましたように、経営の問題と非常に関連が多いので、いかに給与を上げようとしても、経営がまずいということになると、限度があります。そういう面もありますので、この点につきましても、いまの中立的な立場をとりたいと思ひます。

○湯山委員 もし組合結成に對していろいろ妨害するとか、弾圧するとか、そういう事例があれば、それに対していろいろ御指導なさる。つまり、中立

的であつて、それを妨害するとか、弾圧するとか、そういうことがあれば、それはいけないということについては、何らかの対策をやつていただく、こういうこととたゞいまの御答弁を受け取つてよろしうございませうか。

○赤城国務大臣 そういう具体的な事態がありますならば、それに対処していきたいと思ひます。

○湯山委員 実はもっと中身をお聞きしたかったですけれども、きょうはあまり中身に触れないで、時間が過ぎましたので、いまの切りかえ、それから不運な人と大臣が言われた、それをどうするかの問題、それから整理資源率については、大臣は今度処置をしておるのだということですが、これはぜひひとつそうしていただく、それから不利な者はなくする、それから健全な組合育成を阻害するようなものがあれば、それについては善処する、こういうことを御答弁いただきましたので、それについて、なお機会を見て、残つておる問題をお尋ねしたいと思ひます。

が、この次には、大臣も、それはこうだというはっきりした御答弁がいただけるようにお願いしたいと思ひます。ではこれで一応終わることにします。

○赤城国務大臣 整理資源率は、当時のものは今回もそのままでございませうが、今回の改正に伴うもの、これは国庫補助の対象とすることになっております。こういうことになっておりますので、私が勉強不足での答弁はひとつ訂正させていただきます。

○湯山委員 それを訂正されるとたいへん困るのです。整理資源率というの

は、当然やるべきでないものをやつておるのです。私立共済にもありません。国公、地公にもありません。厚生年金にはもちろんありません。残ったのはこれだけなんです。そして、それについて、この前のときにも、一四％何がしというものは未来永遠にわたつて背負つていかなければならぬ、こつちで言つておるのです。未来永遠といつたら、とにかく何百年、何千年とこれを背負つていかなければならぬ。こういうことについては率直に要協した、しかし善処するのだ、こういうことを答弁しておるのです。未来永遠にわたつてこんなものを背負つておるのとは農林年金だけなんです、そのときはとらえずに充足させなければならぬ、というので、承知したのですが、これが今度の場合、大臣が言われたように、この一四％何がしというものはやはり未来永遠に残つていくわけでしょう。このままだとそうなりませう。

そこで、いま整理資源率について大臣から補足の御答弁がありましたけれども、これはどうして承でできないので、これは留保させていただきます。

○高見委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

午後二時四十分開議

○高見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案並びに湯山勇君外十一名提出、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案、右両案の審査の参考に資するため、参考人の出席を求め、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

○高見委員長 この際、両案の関係資料について、政府委員から説明をいたしたいとの申し出があります。これを許します。昌谷農政局長。

○昌谷政府委員 お手元に差し上げました改正法律案に関する参考資料につきまして、御説明をさせていただきます。

最初の資料は、一ページから三ページにわたつて書いてございませうが、今回の農林年金の改正は、午前中も申し上げましたように、国家公務員あるいは地方公務員、私立学校教職員共済組合、これらの職員共済組合と、発足以来均衡をとりたというところで進んできたわけでございます。これらが先般すでに一段階進みまして、私どもは、このうち、まずそのところまで、均衡のとれるところまでこの際早急に手直しをいたしたいということでお願いをいたした改正でございますので、それとの比較で現在がどうなつておる

か、あるいは改正法でどういうふうにかえておるかというところを見ていただくために、つくりました資料でございます。

一番下が現行法、農林年金の現行の内容でございます。下から二番目が現在御審議いただいております改正案の内容とさせていただきます。したがって、この下から二段目の改正案の内容を中心しながら、上下の関係をみていただきたいと思います。

まず、適用対象、これは今回の改正では従前と変わっておりません。任意継続組合員制度があるという点が、私どもの制度の一つの特色であろうかと思っております。

それから、その次の給与の定義と幅でございます。いわゆる標準給与の月額でございますが、従来は下限が三万円、上限が五万二千円になっておりました。ところが、ごらんいただきますように、国家公務員が十一万円、私学が下限が八万円、上限が七万五千元、これはそれぞれの背景をなします教職員なり公務員なりの実給与の実態を反映して、こういう上限、下限ができておるわけでございます。農林年金におきましては、制度発足以来今日まで、平均でおおむね四七〇程度の給与水準の上昇が見られておりますので、それらを考慮いたしまして、引き上げをはかったわけでございます。下限を六万円、上限を七万五千元と置いたわけでございます。なお、これらは、公務員につきましては、全国一本の統一した給与の基準がございますので、本俸だけで年金の対象にしておりますが、私学及び農林年

金におきましては、諸手当その他全部をひくくめて給与を定めるといふふうにしたしております。それらは給与規程の整備の問題とも関連する問題でございます。

それから給付の種類でございます。上の三つは、長期給付のほかに短期給付を兼ねてやっております。農林年金は長期給付だけを取り扱っておりますことは、従前どおりでございます。短期給付は従前から健康保険等を活用してございまして、特に短期を入れることによつて組合員に有利になるといふ点もございせん。従来どおり健康保険で短期は扱ふというふうな処理をいたしております。

それから給付計算の基準でございますが、これは、国家公務員、地方公務員は、最終給与からさかのぼりまして三年間の給与の平均をもつて基準といたしております。私学はその点が五年の平均でございます。それに對しまして農林年金は、現行法ではやはり最終の五年間の給与の平均をもつて平均標準給与とすることにいたしております。この点はやはり給与規程がないとかいふことが一つの要因になるわけでございまして、今回の改正案におきましては、組合員の皆さまからも非常に強い御要望がありましたので、平均標準給与の計算のしかたとしては、私学が五年であるにもかかわらず、農林年金のほうは三年で計算をするということにいたしました。このことは、もちろん算式の中の一つの要素にすぎませんから、ここが上がりましてただで直ちに当然に給付の内容がよくなるというわけではないので、掛けます率

その他で最終的にはきまるわけでございますが、率その他が同じであるとすれば、やはり五年を三年に縮めたことによつて、新しい、なるべく高くなつた時点だけをとるといふ意味では、給付内容の充実に実際問題としては役に立つ改正でございます。

なお、厚生年金は、この関係は、むしろ収支相原則を強く確保するといふ趣旨で、全就業期間の平均を採用することになっております。あるいは年金の理論からいへば、厚生年金のそのやり方のほうがすぐれておるといふふうにも考えられないことはないわけでありまして、一応私どものほうは国家公務員にならつて三年としたわけでございまして。

次に、給付の種類別の内容でございます。まず退職年金であります。退職年金につきましては、退職年金の資格要件のうちのみす年数の点は、従前どおり二十年ということ、変更はございません。それから支給開始年齢につきましては、従前どおり五十五歳ということになっております。この点は、他の年金制度と同様でございます。ただ、国家公務員、地方公務員及び私学につきましては、ここにカッコで書いてございまして、農林年金については、さういふ制度は設けておりません。この点は、農林年金の組合員の年齢構成の実態、それから各団体の定年制のあるなし、あるいは定年があるとしてもその定年を何年で引いておるかという点で、この実益のあるなしがきまってくるわけでございまして、農林年金につきましては、いまの敷点を検討いたしました結果、しい

て負担率を上げてまで減額退職年金制度を設ける必要もなからうというふうにかへた次第でございます。

それから次に、年金額の算定の基礎になります率その他でございますが、現行法は一年について四カ月分、これを百分比にいたしますと、百分の三十三・三というものが基本的な年金の率になります。それに二十年をこえる一年について四カ月分、つまり百分の一・一あるいは三六六分の四というところでございまして、九十分の一といふか、これもよろしいわけでございまして、これが、二十年をこえる一年についてつくわけでございまして。それから最低保障額あるいは最高限度というものは、従前の年金制度にはなかつたわけですが、それに対しては、他の制度はこ

こで書きましたように、国家公務員は、まず二十年の場合の基本率が百分の四十、年々の加給率が百分の一・五、最低保障額が三万五千五百二十円、最高限度は百分の七十ということになっております。私学は最高限度が百分の六十ということになります。今度の改正案におきましては、おおむね私学の水準にならつて引き上げをはかったわけでございまして、つまり、他は全部同じでございますが、最高限度につきましては、私学と農林年金とはともに百分の六十を最高限度に置いたわけでございまして、この百分の六十と百分の七十の関係は、やはり保険設計にも影響があることでございまして、頭打ちがないほどいいといへばいいわけでございますが、農林年金の実情から申しますと、百分の六十の頭打ちの制限を受けますのは、三十四年以上つとめた方がこれの影響を受けるという

ふうに考えられます。それで、発足後日も浅うございまして、厚生年金から引き継ぎましたものを考えまして、いまだのところ、実を申し上げますと、最高限度で頭打ちをしうな問題は、具体的に発生いたしません。かなり将来のことになりますので、それからこれはだんだん改まるでございまして、農林年金の組合員の勤続年数が、先ほど申しました三十四年というふうなのは従来ではないわけでありまして、それらを考えまして、私学が百分の六十でもありますし、それから保険設計にも影響があることもございまして、この際はむしろ百分の六十でとどめても実害が乏しいという判断で、百分の六十ということにいたしましたわけでございまして。

それから次のページにまいりまして、退職一時金でございますが、退職一時金につきましては、本来今度の改正案は、全く国家公務員、地方公務員、私学共済、その三者と歩調をそろえたわけでございまして。従前と変わります点はまず資格要件のところで、従前は六カ月以上の者で二十年未満の者が退職一時金の支給対象であつたわけですが、六カ月以上と申しますのは、厚年から分かれた当初は、どの年金もみな六カ月以上ということと線を引いておつたのでございまして、本来年金制度のねらいが、安定した勤続年数と申しますか、長期勤務を誘導するのが目的の制度でもございまして。そこで、今日の情勢から見ても、六カ月しかつとめなかつた方、要するに、一年未満でやめられた方にまで一時金を出す必要があるかどうか、やはり社会保障的性格及び雇用の安定ということをね

らった制度でありますれば、他の三つの制度がすでに先んじて一年以上ということに改正をしておりますので、農林年金におきましても、この三つの先行いたしました各種年金が、一年以上を一時金の支給対象としておりますのにならったほうが、むしろ今日の段階ではよからうというふうに判断をいたしまして、一年以上の者を退職一時金の対象とすることにいたしましたわけでございます。ただし、現在たとえば、六カ月以上でやめれば、一年以上でなくても退職一時金がもらえるということで期待を持っておられる方に、この改正と同時にその期待を裏切るようなことをするのはいかがかという判断で、附則の経過規定におきましては、現に新法施行の際六カ月つとめておられて、新法施行後通算一年未満でやめてしまわれる方には、旧法のとおり、一年未満でも退職一時金を差し上げるという経過措置を講じております。今後の雇用者については、少なくとも一年以上はつとめていただいた方を一時金の対象にいたすという趣旨でございます。

なお、給付金額の点では、日額最低二十日、最高五百五十日ということになっておりますが、これは従前の最低十日、最高四百八十五日分、給与日額のそれだけ分というのを、他の年金制度と同じようなところまで引き上げた次第でございます。通算退職金の支給に充てるための留保額を控除いたします点は、従前どおりでございます。

それから障害年金の関係でございますが、まず資格年数から申し上げますと、資格年数では上の三つの年金と全く同じでございます。現行法と著しく趣を異にいたします点は、現行法は、

障害年金につきましては、職務上、職務外の区別を設けておりません。これはあの当時の状況として、発足を急ぎました関係上、やむを得ざる措置であつたかと思つておりますが、今回、この関係は、やうと他の年金と同様、職務上のものと職務外のものとに区別をして、職務上のものについては、かなり手厚い給付内容ということの実現を見たわけでございます。そこで、職務外を六カ月以上を一年以上といたした点は、先ほど退職一時金について申し上げましたと全く同じことでございます。

それから廃疾の状態につきまして、職務上、職務外とも一級から三級に分けております。現在の現行法では、職務上、職務外の区別もないと同時に、この等級は一級、二級の二段階だけで、かなり大ざっぱな障害年金でございましたのを、やや精緻なものにいたしましたわけでございます。

それから、ここに書いてございます「職務外傷病は組合員となつて一年以上を経過した後のものに限り」という点は、今回新しく他の年金制度にならうて加えた要件でございますが、これは職務外傷病につきましては、特に内疾患が対象になる場合が多いわけでございますが、これらは雇用関係に入ります前、あるいは組合員関係に入ります前に、すでに持っておりましてそういう傷病を、年金関係に持ち込まれることを避けたい、つまり、そういう事故の持ち込みをなるべく避けて、組合員関係になつてからあとで発生をした傷病になるべく限定をして、この年金の対象にいたしたいということ、他の三つの年金でそういう制度をとつ

ております。それにならうて農林年金でもそういう制限を置いたわけでございます。

それから年金額でございますが、国家公務員のところに書いてございますのが、農林年金の改正案でも考えておる内容でございます。

職務上につきましては、一級、二級、三級ごとにそれぞれ給与年額の百分の八十、百分の六十、百分の四十。それから職務外につきましては、一級、二級、三級ごとに百分の五十、百分の四十、百分の三十というものが基本的な率でございます。これは一番下でございます現行法では、一級が百分の四十一・七、一年につき五カ月分という表現になっております。それから二級が一年につき四カ月分、率に直せば百分の三十三・三ということにならうかと思ひます。これを先ほど申し上げましたように、国家公務員の場合と同じように直したわけでございます。かなり上がるわけでありまして。

それから二十年以上たつておられます方については、一年について百分の一・五加給がある。二十年未満十年以上の方については、一年につき百分の一の加給があるという関係でございますが、この関係は、職務上の障害年金につきましては、二十年以上の場合だけ百分の一・五の加給があるわけでございますが、職務外の場合には十年以上でありまして、百分の一の加給をつける。それが二十年以上の勤続者であれば、百分の一・五の加給をつけるということになっておるわけでありまして。

それから最低保障額は、職務上、職務外を通じて、一級の場合四万七

千五百二十円、二級が三万五千五百二十円、三級が一万九千八百二十四円ということになりました。この最低保障額は、先ほど退職年金のところでも申しましたけれども、すべて現行の厚生年金の基準と申しますか、最低保障額と申しますか、それに見合つて額が算定してございます。この関係は、今後厚生年金のほうの給付の関係が改善をされますと、それに応じまして、四つの年金制度ともこの最低保障額については手直しを必要とすることにならうと思ひます。その点は退職年金の場合、障害年金の場合とも、そういう問題が起つてこようかと思ひます。

それから最高限度は、職務上、職務外とも百分の百まで、つまり、給与年額と同等のところまでを最高限度といたしております。現行法は、ここにありまして、職務外が職務上から区分いたしてございせんが、観念的にはどちらかと申せば、職務外に近いものが書いてあるわけですが、十年以上になりまして場合の加給額が百分の〇・八、二十年以上の場合の加給額が百分の一・一。それで最低保障額、最高限度がないということになっております。

それから三枚目に入りまして、障害一時金の内容でございます。障害一時金につきましては、現行法は、六カ月以上の勤務をした者に限るものが、今度は一年以上の者に限るといふ点は、先ほど退職一時金で申し上げましたと同様で、経過措置の準備も同様に講じてございます。

廃疾状態等につきましては、障害一時金は、国家公務員、地方公務員、私学その他を通じて、ここに書いて

ありますように、障害年金の廃疾状態より軽度のもの、それから職務外の場のみに適用するというところでございまして。それに対して農林年金の場合には、職務上の障害でございましては、一時的に除くことはいない。職務上の場合には、一時金を共済組合のほうから出しませんでも、国家公務員なり地方公務員なり私学なりは、雇用関係が確立をしております、あるいは国家公務員災害補償法でございまして、あちらの適用を受けまして、職務上の障害で一時金に相当するものは、そちらが先行いたしますから、共済組合では見ないということに貫いておるようでございますが、農林漁業団体の場合には、団体の雇用関係もいろいろ複雑でございます。必ずしもそれで全部が代替できるというふうにも言いかねる点がございまして、このただし書きにありまして、労災法または労基法の給付と調整はありますが、もう頭から職務上は適用の対象としないということとは避けております。その点が他の年金制度とは違つた点でございます。

それから金額の点では、給与月額十二カ月分という点は、今度は他の年金と歩調をそろえたわけで、従来は給与月額十カ月分であったのを、二カ月分だけ給付を厚くしたわけでございます。

それから遺族年金でございますが、遺族年金の遺族の要件につきましては、上記三つの年金制度と内容的には全く同じになっております。つまり、職務上傷病による死亡の場合には、資格年数の制限がない。それから二十年以上二十一年未満の勤続者が在職中、

または障害年金の受給権がある方ではなくなられた場合、それから十年未満の者でも、職務上の障害年金の受給権者が十年未満で死亡した場合というものが、遺族年金の対象となるわけでございます。現行法では、二十年以上の者の死亡というものは、一般の場合と同様でございますが、あとは十年以上二十年未満の者の在職中の死亡ということとひくくってございまして、これは職務上、職務外の区別がなかったこととの関連でございまして、それを上記のように改めたいと思っております。

それで、給付の額でございますが、最高限度を百分の六十といたしておりますが、全部他の年金制度と同様でございまして、百分の六十の最高限度を設けておりますのは、私学の退職年金の場合と同様でございまして、その点は、先ほど御説明申し上げたことと同じようなこととございまして、給付年額に對しまして、基本額は百分の四十、退職年金の二分の一というようなこと、加給額は十年以上の場合に百分の一の加給がつくという点等、それぞれ左の要件に見合せて定められております。

最低保障額は、この場合は二万一千三百六十円ということになっております。現行法は、二十年以上の勤続者が死亡した場合は退職年金の二分の一、それから二十年をこえる場合の加給額がここに書いたとおりでございまして、十年以上の場合の加給額は百分の〇・八でございまして、それから最低保障額は、この遺族年金につきましては、十年以上二十年未満の者が在職中死亡いたしました場合には、一万九千円という最低保障額が従前もついておりま

す。それを先ほど申し上げましたようなことで、最低保障額二万一千三百六十円、最高限度は百分の六十というところで、私学と歩調をそろえたわけでございます。

それから遺族一時金でございますが、遺族一時金の支給要件といたしましては、一年以上十年未満の者の在職中の死亡のときに、給与日額の最低二十日分、最高二百二十日分の支給をすることといたしております。これは、従前は給与日額の最低十日分、最高百九十日分であったわけでありまして、それから、それを国家公務員、地方公務員、私学並みに引き上げたわけでございます。

なお改正案では、一年以上にしておりますが、現行法は六カ月以上を対象といたしております。その点は、退職一時金、障害一時金等と同様の問題として、同様に処理をいたした次第であります。

それから給付に要します費用の負担関係でございますが、これはまず一番下の現行から申し上げますと、現行は、数理的保険料率と申しますのは、今後前向きに、いままでのことを抜きにいたしまして、今後のことだけを考えた保険設計上必要な保険料率といたしましては、国庫が一五％を負担をいたしまして、残る八五％を団体と組合員とが折半をいたしまして、それからいわゆる整理資産率——けさはどうか問題になりましたが、厚生年金から独立をいたしまして、厚生年金時代の給付、それと見合います掛け金の蓄積、この厚生年金時代に蓄積をいたしました掛け金の累積では不足いたします準備金部分を将来にわたって不足のま

までおくわけでございますが、少なくともその金利相当部分は年々入れていきまじと保険設計が成り立ちませんので、その部分をいわゆる整理資産率というところでございまして、当時の御審議にもありましたような経緯で、国庫はこの部分は負担をしない、つまり、厚生年金を引き続いて続けていくために国庫が負担する以上の負担はしないというあのときの方針で、この部分については組合員と使用者だけで負担をするということで、こういう姿になっております。それに対して今度の改正案でございますが、改正法の予定しておりますところを申し上げますと、今後の保険料率、つまり、数理的保険料率につきましては、従前どおり国庫が一五％を負担して、その残余を組合員と使用者とが折半をいたしまして、それから下にございまして、厚生年金から引き継いだ部分につきましては、つまり、整理資産率で申し上げますと、一四・何の部分がございまして、すでに厚生年金から独立をいたしたときに、いろいろ議論はございましたが、厚生年金から独立することは、自己の負担においてやるといふことで、あのとき処理が行なわれたもので、それはそのまま引き続いております。この点についてはなかなか問題が残っております。ただ、今回改正に見合います整理資産率のふえる部分がございまして、このふえる部分につきましては、これは厚生年金から反対を押し切って独立をしたときの経過とは、この発生の理由が全く違いますので、今回はこのふえる部分につきましては、国庫は一般の部分と同じように一五％

を見るということで、残余の部分と組合員と使用者とで折半をいたすということに予定いたしております。

なお、後ほど資料で申し上げますが、このふえる部分というのは、おおむね千分の六程度と予定されております。そこで、この部分は、従前のやり方と変えて、一部国庫負担がついたというふうなけさは大臣が申されたのは、この部分のこととございまして、そこで、この関係につきましては、他の年金制度はそれぞれ事情を異にしておりますので、国家公務員の場合には、使用者たる立場と、それから補助者としての国の立場とを兼ねておりますので、一応觀念上は、国庫としては一〇％を負担し、残りの九〇％を組合員と使用者たる国とが折半をしておるというふうな觀念をしております。

したが、いまふたつに結果をおきましては、組合員が四五％を負担をし、それから使用者たる国と助成者たる国とで合せて五五％を持っておるというところとございまして、したがって、助成者たる国庫の立場としては、一五％でなくて、一〇％を持っておる。ただ、給付補助でなくて掛け金補助であるという点が、若干事情を異にいたしております。

それから恩給の関係は、これは全く別個の問題でございまして、これは国が持つております。

それから地方公務員についても、その関係は同様でございまして、それから私立学校の教職員の場合には、国が給付の一五％を持ち、残りを両者が負担をいたしておりますが、私学の場合には、ここにありますが、私学、私学振興会、それから都道府県等

がそれぞれ持ちますので、若干組合員の負担の状況は異なっております。以上が、先行して改正されました国家公務員共済制度、地方公務員共済制度、私学教職員共済制度との関連で、ただいま御審議いただいております改正案の、現行法との相違点を主としてつくりました一覧表でございまして、その御説明でございまして、次にまいりまして、四ページの表でございまして、これは農林漁業団体職員共済組合の団体の数、それから組合員の人数、これを累年の数字として、団体の種類ごとに列記したものでございます。

そこで、昭和三十八年十月末の数字で申し上げますと、総体で関係団体数が二万二千二百八十五団体、組合員数にいたしまして三十三万一千八百六十六人いることになっております。制度の発足当時は、組合員数は二万五千六百八十六というところで、現在よりも約三千ほど多いわけでございますが、組合員数で見ますと、二十九万五千というところで、当時といたしましては、約四万人近い対象組合員の増加を示しております。これらの点は、組合員数が減りまして、対象となる職員数がふえておるといふことは、末端での組合の合併あるいは不振組合の解散等の状況を反映したものかと思ひます。

なお、このほか、任意継続組合員が、欄外に書いてございまして、約二千二百人おります。

それから、中に入りますと、やはり何と申しまして、三十三万一千人のうちで、圧倒的大部分を占めておりますのは農業協同組合の職員でございまして、これが上から四欄目にございま

十八年度におきましては百六十一億というところでございました。これがごらんないただきますように、年々三、四十億あるいは五十億程度ずつふえてきております。

いまして、共済給付といたしましては、総体で十三億三千万円、そのうちの退職給付が十二億円ということになっております。

他経理への繰り入れ金と申しますのは、たとえば保健経理でございますとか、業務経理への繰り入れ金でございますが、業務経理への繰り入れ金は事務費に充当される分でございます。これは保険設計上の金利と実際金利との差額の一部がこれに充てられます。それから保健経理への繰り入れ金は、これによりまして保健の福祉事業を行ないますための資金となります。そういうことで、おおむね予算規模といたしましては、ここにございますようなことになっております。これが給付経理の収支の概況でございます。

次に、九ページの資料でございますが、これは財産率表でございます。現行と改正案によるものと比較対照してお示しをいたします。財産率と申しますのは、給与総額現価、つまり将来にわたって累積されます給与の総額を計算いたしまして、それを五分五厘の複利計算で現在時点の現価に直すという保険数理作業をやるわけでございますが、給与総額現価が分母、支出現価と申しますのが分子になります。それで、給与総額現価分の支出現価が数理的保険料率ということになります。この数値は、先ほど申しましたようなことで標準的なモデルをつくりまして、専門家が計算をいたすわけでございますが、その結果によりまして、現行法では、各種年金、一時金を全部合わせました数理的保険料率は七二・〇二といたうことであります。それが改正案によりまして、九〇・〇九五というこ

とになります。これはいまから全部が新しく始まったとして要る、要するに、前向き一点張りの場合の、理論的なと申しますか、数理的な保険料率でございます。そういう数値のほかに、先ほど申しました整理資源率として発足時に持っております責任準備金のうちで、取り足りない分、つまり、給付内容が上がりやすいため、過去の積み立て保険料ではまかなえない穴がいておるわけです。そのまかなえない穴を過去にさかのぼって取ることで、将来の被保険者から取り立てていくというのが、この整理資源率のものの考え方でございます。そこに遡及しにくいいろいろな理由も出てくるわけでございますが、それはそれとして、制度発足当時、厚生年金から分かれていきますので、厚生年金よりも給付内容を手厚くいたしますために、先ほど申しました厚生年金から金利を含めて四十億もあつたが、それではまかなえない、厚生年金時代の掛け足らずがあつたものを、将来にわたって取り立てていくとすれば、一四・六五ずつ取り立てていかなければならないというのが、この現行法における一四・六五でございます。それを合わせましたものが八六・六七。これは単純な足し算でございます。それに対して、現在の改正案によりまして、この整理資源率が二〇・七六八ということになります。この二〇・七六八の中には、現在の厚年から独立いたします場合の整理資源率一四・六五を含んでいまして、ここで差額の六・一ながついて、この差額が出てきます。それが、今回の制度改正によって、給付内容が充実したために、新しく責任準備金の不足として

あらわれてきたものの率でございます。これは、経過規定等では、先ほど御指摘がありましたように、旧法期間とは旧法期間として計算をし、新法期間とは新法期間として計算をして、その足し算をするというのが基本的なものの考え方でございますが、このところ、御説明いたしましたように、たとえば最低保障額の規定は、過去にさかのぼってかんぬきをはめるとか、その他必ずしも意図的ではありませんが、やられたものも若干つ含んでおりますが、やはり旧法時代にさかのぼって改正の結果、給付内容の改善される部分が累積されて、この二〇・一ながついて一四・六五の差額の六・一ながついて、この整理資源率としてあらわれてきておるわけでございます。そこで、それを合わせました総財産率は、旧法の場合では八六・六七、新法の場合では一一・〇・八六三ということになります。これに対して、国庫補助の考え方でございますが、旧法当時は八六・六七のうち、七二・〇二については百分の十五、一四・六五については国庫補助なしということで整理をしてございまして、国庫補助率としては一〇・八〇ということになったわけでございますが、今回は、一四・六五の部分の取り扱いにつきましては従前と変えておりませんけれども、根拠の数理的保険料率が九〇に上がりましたこと。それから、いま申しましたる反射的に給付内容が改善された結果出てまいりました整理資源率六・一ながついて、この整理資源率六・一ながついて、百分の十五の国庫補助の適用をいたします。したがって、国庫補助の率といたしましては、従前の一〇・八〇が、今後新法

発足後の運用としては一四・四三二という数値になると予定をいたしております。その結果、組合及び組合員が負担すべき保険料率は、旧法の場合で申しますと、正確には七五・八七ということになりましたが、それに安全率二・一三を加えて七八というのを使用者及び組合員の負担すべき掛け金率としたわけでございます。つまり、この七八を使用団体と組合員とが折半をした。つまり、千分の三十九ずつを掛け金として負担をしたわけでございます。新法の場合には、先ほどのような数値でやっておりますと、一一・〇・八六三から国庫補助の予定率一四・四三二を引くから、九六・四三二というものが団体及び団員職員の負担すべき料率ということになります。これに従前のように安全率を見込んで九七・九八にいたしますか、それともはらばを四捨五入というふうな形で切り捨てて九六ということにいたしますか、この点は今後組合の定款等で定めてまいらる問題でございます。かりに九六ということになりますれば、組合員の負担すべき保険料率は四八ということになります。おおむね国家公務員、それから私学等が大体この見当の数値であつたと思ひます。

それから最後に、収支予想表でございますが、これは三十九年度以降四十九年度にわたりますので、今後十一年間につきまして掛け金収入、国庫補助金、留保金等の収入の計が年々どういうふうに推移するか、あるいは支出の計がどうなるか、したがって、収支残がどうなるかというのを示した数字でございます。最後の欄に、積み立て金が三十九年度三百二億、それが十年

後には千四百五十一億となり、十年後の四十九年度の積み立ては約千五百億が見込まれるというふうに見ております。

申し落としましたけれども、九ページの表の中にミスプリントがございます。横に「支出現価」と書いてございまして、これは「支出現価」の間違ひでございます。御訂正いただきたいと思ひます。

最後に、改正案における基本数字についてであります。先ほど来申し上げました、たとえば最低保障額の計算が、三万五千五百二十円ということになっております。一番上は、「第三十六条第二項、退職年金」こういうふうになってございまして、一番右のところ「計(最低保障額)三万五千五百二十円」となっております。今回の改正で最低保障額三万五千五百二十円と定めて出しておりますが、これは先ほど来、現行の厚生年金の給付の内容を参考にした最低保障額のきめ方で、私学等のきめ方と同様でございますと申し上げました。そのきめ方の数式の御説明であります。厚生年金には、御承知のように、定額給付という制度がございます。つまり、報酬比例部分のほかに根拠があるわけですから、社会保険の最低限度のようなものだと思いますが、そういう意味で、厚生年金では定額給付が二万四千元、それから報酬比例部分が一月につき平均標準報酬の千分の六というのがございます。それで、厚生年金の定額給付に、厚生年金の最低標準報酬三千円の方が二十年勤続された場合に得られる比例報酬部分の給付が四千三百二十円、それから厚生年金

には別途扶養者加給というものがつきます。

第一類第八号 農林水産委員会議録第三十号 昭和三十一年四月二日

ます。これは平均扶養者数一・五人でございしますが、それが七千二百円加わる。そういったしますと、厚生年金の最低の標準報酬のほうの比例報酬部分と定額給付部分、それから扶養加給部分との合計額が三万五千五百二十円になる。そこで、私どものほうの年金では、この額を少なくとも下らない額を保障いたしますというのが、この最低保障額でありまして、この金額は、過去の厚生年金時代の部分が長年月を占めておられる年金者の場合でも、この三万五千五百二十円は、新法施行と同時に保障をいたしますというのが、けさはど大臣の申された問題でございします。この額は、先ほどもちょっと申しましたが、厚生年金の最低レベルの年金額を基準としておりますので、これが動きますれば、当然再検討を必要とする数値でございします。いま伝えられております厚生年金の改正の方向としては、定額給付、比例報酬部分とおおむね現行の二倍にするというのが、ものの考え方のごいしますから、それで計算をしてみますと、かなり私どものほうの年金の最低部分も上がってくる結果になろうかと思ひます。それから障害年金の場合、それから遺族年金の場合にも、それと同じものの考え方最低保障額の計算がしてございします。それがそのあとにございします数式でございします。一々は御説明を省かしていただきます。

それから次に、今度の改正法の中で出てまいります数値の中で、本則で出てまいりますのは、以上申し上げました最低保障額の数値がおもな数値であります。その積算の基礎は、いまのようなこととございしますが、附則で経

過規定を書きます際に、数値を出しておるの、ここに四カ所ほどございします。その数値の基礎を申し上げますと、附則四条では、六十二万四千円という数字が出ておったかと思ひます。これはつまり旧法の標準給与の月額最高額が五万二千円でありましたから、この五万二千円の年額分、一年分というところで、それを経過規定で書きます際に、具体的数値として十二倍した額ということとあります。

それから六条の経過規定で、六十分の一という数値を使っております。旧法の退職年金の一年当たりの支給率が一年につき四カ月、つまり三三・三と申しますが、これを二十年間、二十年たつとこの率の年金がもらえるわけでありまして、これをまるまる二十年、旧法期間でなくて、端数の年数があつた場合に、その人の旧法期間に見合う、旧法に基づく年金額をはじきますために、この二十年たちますと十二分の四カ月分もらえますものを、一応一年分の寄与率は幾らかというのを見たのが、この六十分の一です。つまり、旧法期間が十年であれば、六十分の一かける十ということ、六十分の一ということになるわけとございします。そういう意味合いの数値として、経過規定を書きます便宜上、六十分の一という数値を使っております。同じく六条の關係で、九十分の一という数値を使っておりますが、これは旧法の二十年をこえた場合の一年当たりの加算率が、一年につき四日分となつております。

これは率にいたしましたすと、先ほどちょっと触れましたが、百分の一・一というふうに御説明をしたわけとございします。表現を変えて申せば、三百六

十分の四でございしますから、九十分の一ということになるので、その数値をじかに説明なしで使わせていただいております。同様六条で百分の二という数値をいきなり説明なしで使っておりますが、これはちょうど先ほど六十分の一の説明について申しましたと同じように、旧法期間と新法期間と合わせ二十二年になる場合に、その新法期間が、二十年のうちのとえば十年であつたいたしました場合に、その十年部分を新法ベースで計算いたします便宜上、その新法期間の一年の寄与率を見ますために、二十年たてば百分の四十になるのだから、その一年の寄与率は百分の二であるということ想定をいたしますために、使います数値でございします。

以上、数値にわたりまして御説明十分でございせんでしたけれども、お配りいたしました参考資料について、内容の一応の御説明を終わらせていただきます。

○高見委員長 次会は明三日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会